

令和4年度 第1回 池田町地域福祉実践計画推進委員会

と き 令和5年2月13日(月)午後6時～
ところ 池田町ふれあいセンター2階大会議室

1. 委嘱状交付
2. 池田町社会福祉協議会会長 あいさつ
3. 議案第1号 池田町地域福祉実践計画推進委員会 委員長及び副委員長選出

◎今後の進め方について

1. 池田町地域福祉プランにおける池田町地域福祉実践計画の位置づけについて
2. 池田町地域福祉プラン検討会意見集約図の確認
3. 池田町地域福祉実践計画推進会議の進め方

◎本日のメインテーマ 池田町民の暮らしにおける移送の課題について

1. 池田町民の願い(ニーズ)、池田町、池田町社協、事業者等(解決のための地域資源)
2. 委員の皆さんからの情報提供

◎開催日時と連絡方法について

1. 携帯電話番号、メールアドレス、LINEの活用について
2. 専用のFACEBOOKの立ち上げ、管理について

◎その他

池田町地域福祉実践計画推進委員会運営要綱第4条3項に委員長及び副委員長は委員の互選によって定めるとなっておりますのでご協議願います。

池田町地域福祉実践計画推進委員

順不同敬称略

役 職	氏 名
委員長	我妻敏郎
副委員長	長谷真澄
委員	杉浦真理子
委員	八木茂美
委員	米家直子
委員	稲守篤也
委員	田村雅史
委員	中村愛子
委員	石田美鈴

事務局 池田町社会福祉協議会

事務局長	佐藤智彦
地域福祉係長	畠中勇志
生活支援コーディネーター	三浦夏実
社協会長(池田町地域福祉プラン策定委員長)	小山眞作

池田町地域福祉実践計画推進委員会運営要綱

(目的)

- 第 1 条 高齢者や障がいのある方、子どもを含めた全ての町民が住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活をおくることを目指すため行政が策定した池田町地域福祉計画の具現化に向けて、池田町地域福祉実践計画の具体的な推進策について検討する。

(推進委員会)

- 第 2 条 地域福祉実践計画の推進について推進委員会を設置する。
- 2 推進委員会委員は若干名をもって構成し、任期は、直近の池田町地域福祉プランの計画期間中(5年間)とする。
 - 3 前項の委員は、地域に関係する住民の中から社協会長が委嘱する。
 - 4 委員の報酬は無報酬とする。

(任務)

- 第 3 条 推進委員会は、池田町地域福祉実践計画の事業計画、その他の運営に関し配慮すべき必要な事項について整理し社協会長に報告する。

(会議)

- 第 4 条 推進委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
 - 4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決めるところによる。

附則 この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

◎今後の進め方について

1. 池田町地域福祉プランにおける池田町地域福祉実践計画の位置づけについて

令和4年度 町と社協が一体的に策定施行

第1期 池田町地域福祉プラン

第1期 池田町地域福祉計画(池田町の施策)

具現化

(住民・町・社協による協働)

整合性
チェック

第1期 池田町地域福祉実践計画 (池田町社協の計画)

新 池田町地域福祉実践計画推進委員会 (令和4年～)

事務局は社協地域福祉係(生活支援コーディネーター含む)

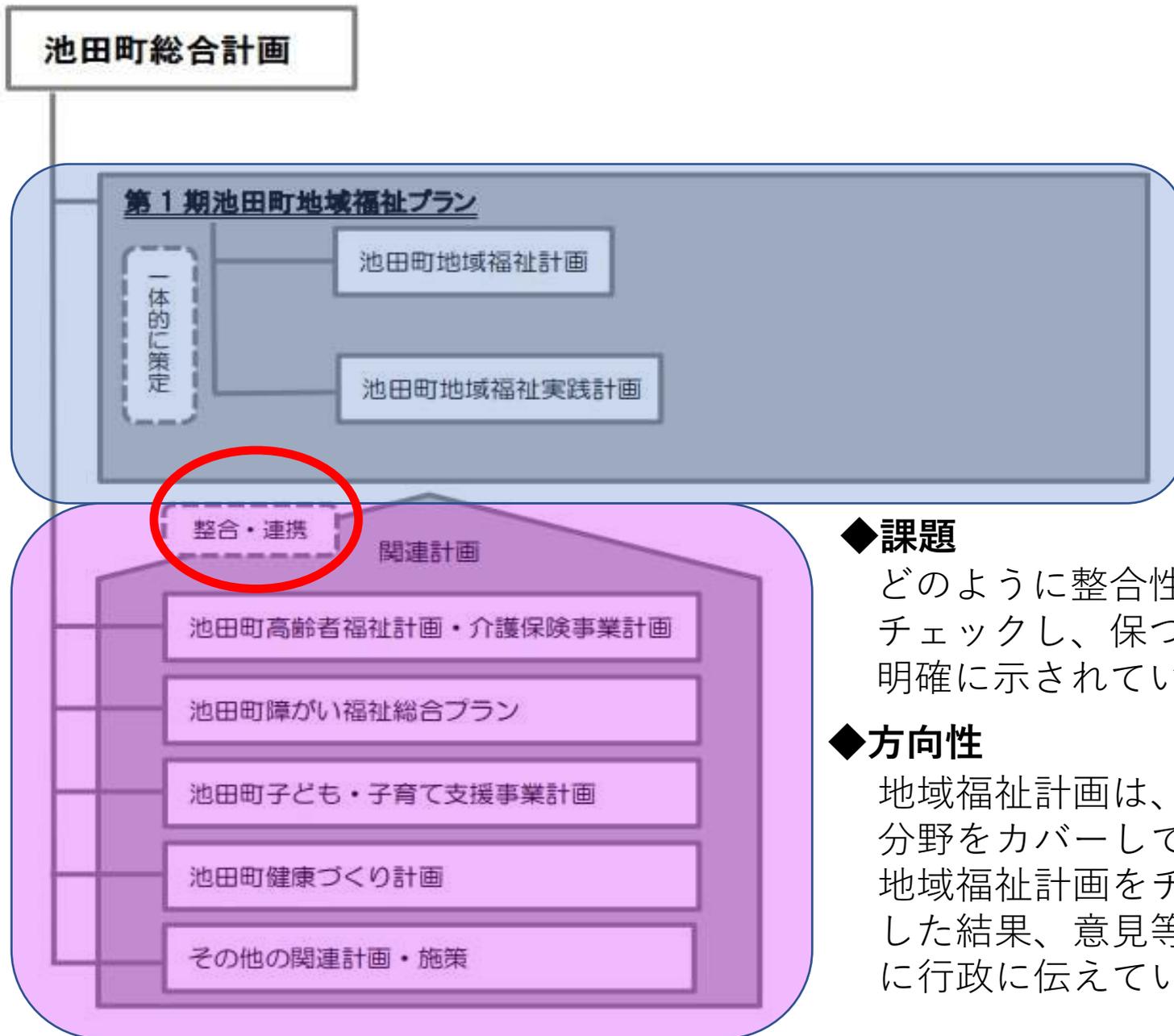
推進委員は地域福祉プラン検討会参加者に社協会長が委嘱。無報酬。

任期は、令和4年度～令和8年度

会合は定期開催。(原則月1回) zoom参加でも可(他研修会等随時)

目的

- ・ 住民、行政、社協との協働により地域課題の解決につなげる。
- ・ 目的達成のための課題分析、住民啓発、関係機関の連絡調整。
- ・ 各種企画の素案段階からの住民参加の実現及び運営参画。



◆課題

どのように整合性をチェックし、保つのか明確に示されていない。

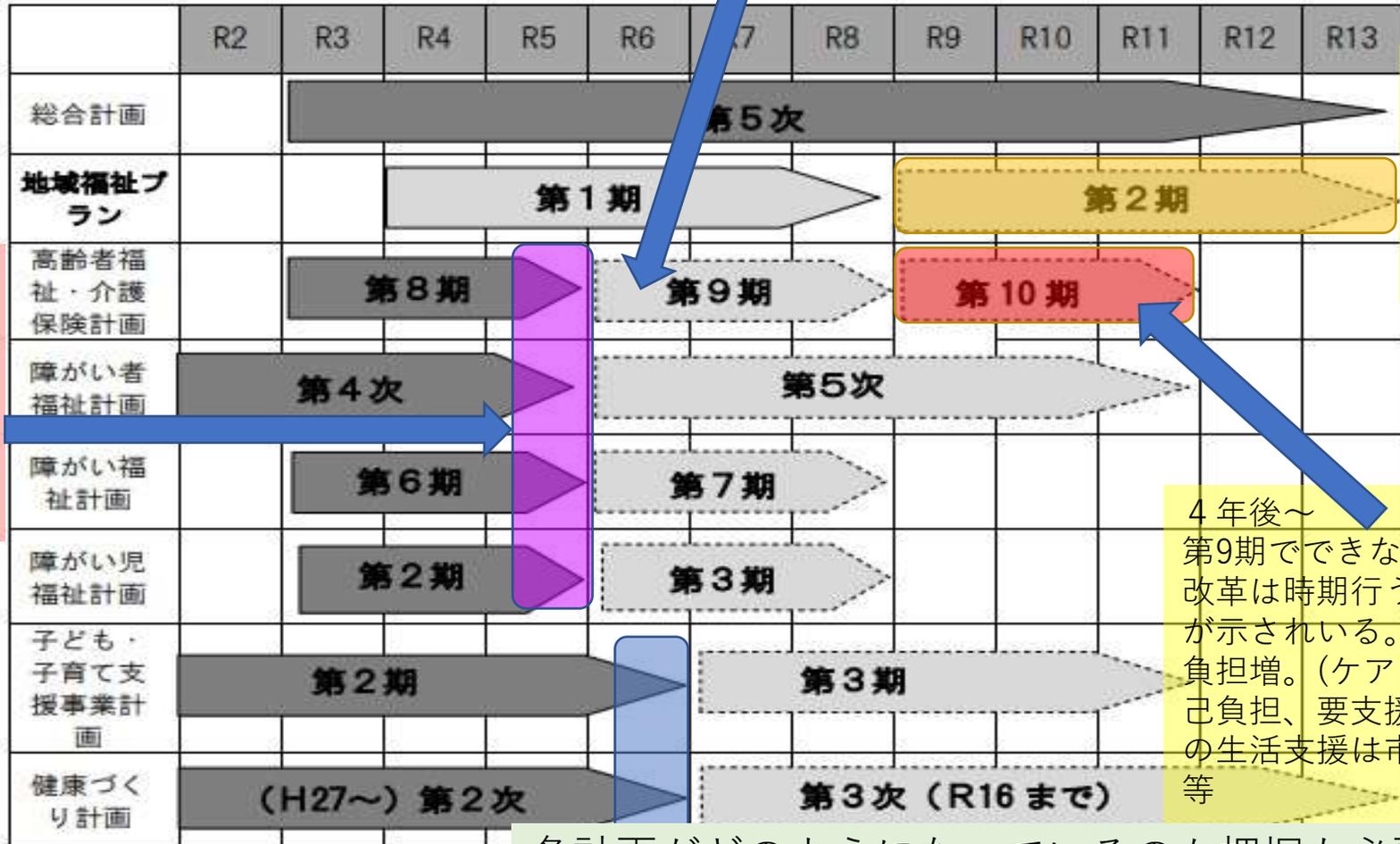
◆方向性

地域福祉計画は、幅広い分野をカバーしており、地域福祉計画をチェックした結果、意見等を早めに行政に伝えていくこと。

3 プランの期間

さまざまな事情で
あまり大きな改革
はできなかった。

計画の期間は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。



point
介護保険
から外れる生活支
援をどう
するか

4年後～
第9期でできなかった
改革は時期行う決意
が示されている。住民の
負担増。(ケアプラン自
己負担、要支援軽度者
の生活支援は市町村で)
等

各計画がどのようになっているのか把握も必要

障害者
計画は
令和5
年で見
直し。
優先度
が高い。

地域福祉の課題は、子育て、高齢者福祉、障がい福祉、保険・医療の4項目で整理されている。
課題に対して、具体的な解決策、方法について整理する必要がある。

(12) 地域福祉の課題

ア 子育て

本町の出生数は、引き続き減少傾向にあります。次世代を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりが求められていますが、核家族化やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化などもあり、子育てに不安や負担を感じる保護者が増えている状況にあります。子育て世代の不安解消と孤立防止のため、各種検診や赤ちゃんルームこあら、子どもセンターなどで育児に関する相談・支援を行っており、また、子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築しています。引き続き、すべての子どもとその保護者に対して、包括的な支援を提供する取り組みを充実していく必要があります。

イ 高齢者福祉

令和3年3月末の本町の高齢化率は43.5%で、高齢者のみで構成される世帯の割合も44.1%と双方高い割合を示しています。平均寿命の延伸に伴い、介護を必要とする高齢者も増加していますが、その一方で、核家族化の進行や高齢世帯の増加などにより、家庭の介護力はますます低下してきており、人口の減少により介護人材の不足も深刻化することが想定されます。これからの高齢者福祉の充実には不可欠である住民参加や地域全体がともに支え合う仕組みづくりを今後も進めていく必要があります。医療・介護・予防・住まい・生活支援などの地域資源が結びつき、それらが包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築をさらに進めていく必要があります。

(12)地域福祉の課題

ウ 障がい福祉

本町では、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域や家庭でともに生活し、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のために、各分野において障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。障がいのある方の生活全般にかかる相談支援体制については、「いつでも何でも相談できる窓口の設置・充実」を求める声が多く、悩みやニーズも複雑化・多様化する中、総合的・専門的な相談に対応できるよう相談支援体制の充実を図ることが必要です。自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進していくためには、住民同士の助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築が求められています。

エ 保健・医療

近年、現代のストレス過多な社会生活が原因で精神障がいを発症するケースが増えていることから、こうした社会的なストレスなどへの対応が求められています。また、精神疾患に関して正しい知識を広く啓発することが重要となってきます。医療機関、保健所等と連携し、こころの健康づくりを推進するとともに、精神疾患に関して気軽に相談することができる環境を整え、早期相談・治療に結び付けていくことが重要です。さらに、精神障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制、居宅介護などの訪問系サービスの充実も必要です。

1 基本理念

本計画は、池田町第5次総合計画に掲げる「ひとが育ち まちが育つ みんなでつくろう 明るいふるさと いけだ」を基本目標の一つである、「“こころとからだを育てる” 健やかに暮らせるまちを目指して」を基本理念とします。

“こころとからだを育てる” 健やかに暮らせるまちを目指して

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の目標を基本に計画を推進します。

(1) 思いやりの心と人づくり

誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要であり、それが広がっていくための仕組みも必要です。互いに地域社会において活動し、助け合い、楽しく笑いながら暮らしていく、心づくり、人づくりを進めていきます。

(2) みんなで支え合う仕組みづくり

昔は、隣近所の方が子どもを預かり、面倒を見たり、お互いを支え合う「地域」がありました。それがいつのころか、隣とは挨拶だけの関係になっている現状があります。一人一人が思いやりのある心を持ち、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりを行います。

(3) 安心・安全な暮らしづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、そのための仕組みづくりが必要になります。障がい者・高齢者への地域生活支援を強化するとともに、安心して子どもを生き、育て、暮らしていくことができる環境づくりを進めます。

3 施策の体系



地域住民が果たす役割

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える社会を実現するためには、町(行政)や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、町民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、一般の事業者、福祉サービス事業者等も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切であり、様々な地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策を見つけて行動することが、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現につながります。

① 町民の役割

地域福祉を推進するために、町民・事業者・町がそれぞれの立場で知恵を出し合い、力を発揮することが重要です。まず、様々な地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策を見つけて行動することが、『誰もが安心して暮らし続けられる地域』の実現につながります。

② 自治会(公区・町内会)

自治会は誰もが安心して暮らせる地域づくりの取り組みを行う上で、最も身近で中心となる組織です。回覧板などによる町内の情報伝達や子供会、サロンなどの親睦行事のほか、見守り活動や防犯・防災活動など、長年培ってきたつながりを発揮して地域福祉にさらに取り組むことが求められます。

③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、町(行政)をはじめとする関係福祉施設、団体及び各種事業者の皆さんとの連携のもと、町全体の地域福祉活動をコーディネートし、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けて取り組みを推進していきます。

④ 民生委員・児童委員の役割

地域社会における要支援者の相談に応じるとともに、福祉サービスの情報提供や、災害時における要支援の安否確認等、町(行政)や社会福祉関係団体等と地域を結ぶつながりとしての役割が期待されています。

⑤ 福祉関係団体の各種団体

活動する人の生きがいや自己実現、既存制度では対応できないニーズへの取り組み、地域福祉の担い手、牽引役として期待されています。

また、町民に対する活動への理解を促進するため、社会福祉協議会等との連携により適切な情報発信が重要です。

⑥ 企業・事業所

企業や事業所も地域社会を構成する一員として地域福祉の推進に欠かせない存在です。今後も地域社会貢献として、町民や他の団体と連携や情報交換しながら、住んで良かったと感じてもらえる暮らしやすい町づくりを協働で進めていくことが期待されています。

⑦ 社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割

利用者の自立支援、サービスの質の確保や向上、事業内容やサービス内容の的確な情報提供に取り組みます。今後は福祉介護人材の確保・定着が重点課題のひとつです。

ますます多様化するニーズに応えるため、町民の参画を得ながら進めていく新しいサービスの創出や社会福祉法人連携事業の創出等による地域貢献も期待されています。

⑧ 町(行政)

住民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、その自発性を尊重し、地域福祉活動が充実・強化される仕組みづくりへの支援や、地域住民が地域運営やボランティア活動等に参加できるような環境整備を推進していきます。町職員一人ひとりが意識を持ち、地域社会の構成員であることを認識した上で、常に研鑽を重ねて新しい知識・対人援助スキルを習得し町民の信頼を得ることが必要です。住民とともに協力し、お互いに支え合う町民と協働する職員の育成に努めます。

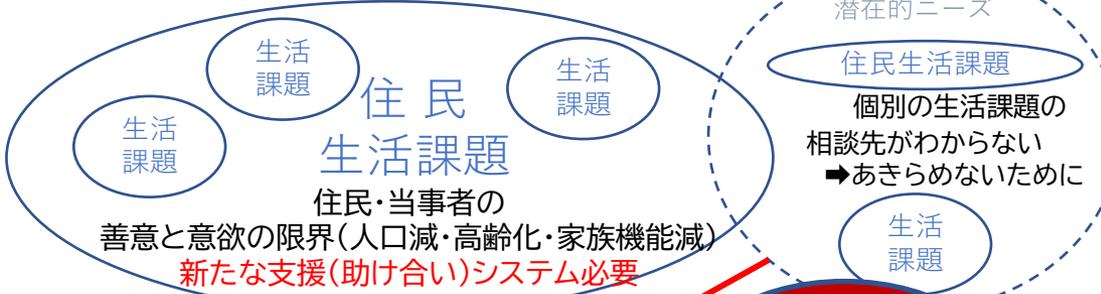
また、庁内各課との連携を密にし、町民への多様なサービスを町民と共に作り上げる体制を構築し、地域福祉活動を推進していきます。

2. 池田町地域福祉プラン検討会意見集約図の確認

【R3.9.15/10.13計2回実施】

行政・社協・住民の協働のための地域福祉プランは、なぜこのプランが必要なのか、今後池田町はどの方向に向かうのか、共通の資料をもとに一緒に議論する必要がある。福祉は住民にとって難しいという声があるが、行政・社協には住民に正確に理解してもらうために分かり易く丁寧に説明する工夫が求められている。

日常的に1人1人の住民ニーズの把握の方法について検討

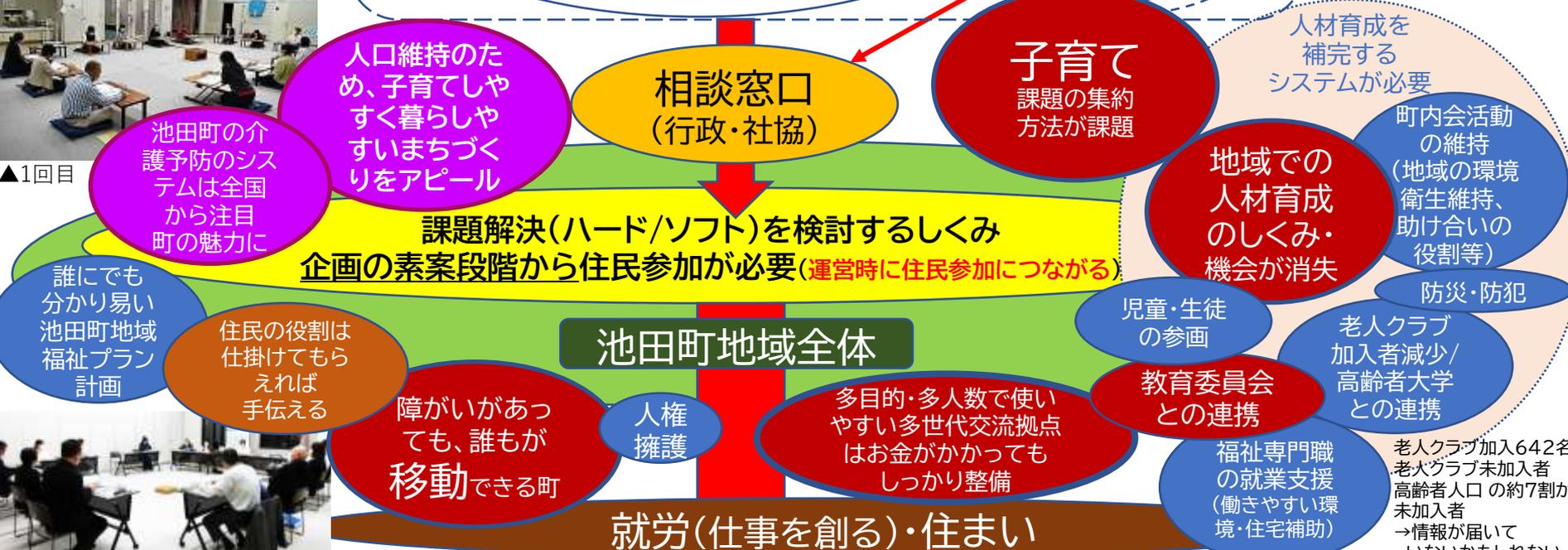


行政、社協は団体に意見を求める事が多いが、各団体が高齢化・人口減少などで縮小化しているため、代表者のみに話を聞くのでは生活課題等の実態把握は、困難な状況にある。地域全体の意見や生活課題の把握については、地域座談会を小まめに開く(アウトリーチ)など住民の声を集める工夫が必要。

住民・当事者の善意と意欲の限界(人口減・高齢化・家族機能減)
新たな支援(助け合い)システム必要



▲1回目



▲2回目

重要 ※高齢者障がい者も働き続けたい(賃金を得たい)子供の働き先が足りない。 →池田町に安心して元気に暮らせて、いきがいにもつながる。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画/障がい者福祉総合プラン/子ども・子育て支援事業計画/その他関連計画・施策

池田町地域福祉プラン(5年間かけて方向性を提言)

池田町総合計画

整合・連携



国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度

100歳まで健康で



【保健・医療】
健康を守る。

【社会福祉等】
支援が必要な人を社会全体で、暮らしを守る

【所得保障】
年金制度
生活保護

【雇用】
労働力需給調整
労災保険
雇用保険
職業能力開発
男女雇用機会均等
仕事と生活の両立支援
労働条件

基準があり、生活保護を受けられずに苦労している人もいる。
→隙間を埋める社会福祉の役割が重要。

憲法25条
日本国憲法(昭和二十一年憲法)
第25条第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

例えば、ひきこもり問題を、青少年の固有の問題と考えていても…
そのまま高齢者になっていく場合もある。
縦割りで支援が途切れないように…

3. 池田町地域福祉実践計画推進会議の進め方 (事前に送付してあった資料)

- ① 池田町地域福祉プラン検討会意見集約図を活用し住みよい池田町に。
 - ・課題解決(ハード/ソフト)を検討するしくみが必要。
 - ・企画の素案段階から住民参加が必要
 - ② ①のしくみを構築するために、池田町地域福祉実践計画推進委員会(以後推進委員会)を立ち上げ、池田町地域福祉プラン検討会メンバー全員に参画を依頼。
 - ③ 推進委員会を原則月1回開催し、住民の意見から課題解決に向けるプロセスをシステムに。
 - ④ 地域福祉の領域が広いことは実感して頂いた。まずは1つのテーマに取り組み、成功体験を獲得し、第1期地域福祉プランの方向性を定めていく。
 - ⑤ 令和5年度に社協で社会福祉法人の地域貢献事業として役立てるために新車で8人乗りステップワゴンをリース購入する予定。
 - ・社協事業に活用するほかに空き時間の活用方法を検討していただきたい。
 - ・例えば、予約レンタル(ガソリン代のみ負担)など
- ※既存のタクシー、介護タクシーでカバーできない部分を住民間の助け合いで。
池田町地域福祉プラン38頁参照 基本目標3 安心・安全なくらしづくり
(1)交通の課題解決を考えてみましょう。
- ⑥同封の資料を読み込んで、⑤についてアイデアを出し合ってみませんか。
 - ⑦後日、全国移送ネットの方からZOOMで全国の事例を説明いただく予定です。

◎本日のメインテーマ

◆ 池田町民の暮らしにおける移送の課題については、地域全体の課題であり、人口減少と高齢化が加速する上で、対策を議論しておくべき事項である。

◆ 社協としては、来年度、農協合併後の高島地区の高齢化が加速していく状況に対して、数年前から現地に入って意見交換するなど支援策を検討してきました。令和4年度にくもん脳トレ教室を月1回開催し令和5年度から定期的に北部コミセンに週1回常設し、社協でワゴン車を購入の上送迎を行う事業を開始します。

◆ 8人乗りのワゴン車を、高島地区のくもん脳トレと社協事業で使用しない時間帯にレンタルするなど、地域のために活用できないか検討したい。

◎推進委員会の中で、移送ニーズを整理し住民の力を借りて、池田町民に喜ばれるたすけあい活動を検討。活動を創出できないか検討していただきたい。

参考
ホンダ
ステップワゴン

8人乗り

安全装備
フル装備

ナビ付

愛称
例えば...

たすけあいの車

たすけあい号

いけだ町民の車

人をつなぐ車

町民をつなぐ車

きぼう号

ボランティア号

町民活動支援車

住民活動支援車

名称については

検討中。



1. 池田町民の願い(ニーズ)、池田町、池田町社協、事業者等(解決のための地域資源)

(考えるニーズから、利用目的の範囲、対象者の範囲、対象エリアなど最初は条件設定が必要)

困りごと(課題)	困っている人	考えられる解決方法	競合地域資源・サービス	特記事項
例 免許返納し買物ができない。	・高齢者(独居、高齢者世帯)、同居していても(日中独居)	買物に特化したボランティア送迎	コミバス、タクシー、介護タクシー、家族送迎、友人乗合	
免許返納し通院ができない				
帯広への買物ができない				
帯広への通院ができない				
余暇的な外出ができない				
十勝管外の旅行ができない				
冠婚葬祭の移動				
町内会活動の移動(ボランティア活動)				
各種団体のクラブ活動の移動(ボランティア活動)				
障がいのある方の移動				
施設利用のための移動				

2. 次回の予定

○ 毎月1回年間12回開催。

できれば、例えば第〇週〇曜日 〇時という定期日程を設定したい。

・LINEとメールで確認できるようにお願いしたい。

・講師を招いて研修も行いたい。(zoomあるいは、イベントと共催)

※聴いてみたい話題、講師などの情報を募集します。

○ 毎回最後に、委員からは地域課題についてのフリーの話題提供があればお聞きします。

○ 会議は、基本90分で終わるように事務局で進行します。

※長引いても120分で打ち切り、次回に持ち越すか、LINE等で補足するようにします。

※来年度のテーマとして考えていきます。本日は3名欠席なので、次回は、講師から全国的移送課題についてお話しを伺えるよう調整します。

[全国移動ネットへようこそ \(zenkoku-ido.net\)](http://zenkoku-ido.net)
資料が多く揃っています。



◎開催日時と連絡方法について

1. 携帯電話番号、メールアドレス、LINEの活用について

委員氏名	携帯電話	メールアドレス	LINE可否	facebook可否

事務局 池田町社会福祉協議会

佐藤智彦				
畠中勇志				
三浦夏実				

推進委員の都合の悪い曜日及び時間

委員氏名	曜日(参考までに理由)		時間帯(具体的に)
	年間		
	年間		
	年間		
	年間		
	年間		
	年間		
	年間		
	年間		
	年間		

2. 専用のFACEBOOKの立ち上げ等について

- 皆様の同意を得られれば、社協で推進委員会のFACEBOOKを立ち上げて、話題となっている内容を公開できる範囲でお伝えしていきます。

…写真など公開されることについてもご協力いただけると助かります。
※来年度社協HP、社協だよりリニューアル予定です。現在、凸版印刷のアプリ開発に協力しており別途ご案内します。

- 会議にお休みされた方にアーカイブで閲覧できるように、毎回会議は録画させていただきます。貴重な機会に参加できない場合に、議論が深まらないことを避けるためです。

方法は、社協のユーチューブチャンネルに非公開でアップロードし、欠席された方にアドレスを送付します。（※委員の方のみで共有していただくことをお願いしたいです。）

◎ その他

ご提案

◆ 推進会議のグループ名(愛称のようなもの)を作りにませんか
あとでLINE及びメールで募集します。



FACEBOOK(グループ)

局長が管理し、局長が日頃検索して事業推進の参考に使っている情報や考え方などを整理して発信していきます。

ここは、課題の共有を日常的に行うことで、会議を有効に進めるために使います。

特に読んでおいて欲しい情報については、別途LINEでお知らせしますので通常はほったらかしにしておいても大丈夫です。



LINE(グループ)

OR



メール

会議日程調整【各種調整】、イベント周知、
FACEBOOK告知、のみ

※ LINEグループの運用方法は使いながら検討していきます。

・当面は、日程調整、イベント周知のために利用します。

・慣れてきたら意見交換も良いかもしれませんが、
**煩わしく感じるようになるのも困りますので、当面
事業に関連する情報提供や意見交換はFACEBOOKの
ほうで行うことを考えています。**
(LINEで出欠報告でも大丈夫です)

・使用感などは会議ごとに確認していきます。

日程が合わない場合はオンライン開催も検討。オフラインは重要なので、コロナに配慮しつつ懇親会も状況により開催したい。22

A large, empty rounded rectangular box with a thin blue border, intended for writing a memo.